

# 共通到達度確認試験について

資料 3 - 2

共通到達度確認試験管理委員会提出資料

## 1. 第1回試験実施状況

### 【実施の趣旨】

法学未修者の教育の質保証の観点から各法科大学院が客観的かつ厳格に進級判定を行い、学生に対する学修・進路指導の充実を図る基礎とし、学生自身においても全国レベルでの比較の下で自己の学修到達度を自ら把握し、学修の進め方等を見直すことを可能とするために実施するものです。

### 【日程と時間割】

令和2年1月12日(日) 12:40集合、13:00～16:55

憲法(30問:正誤20問・多肢10問) 13:00～13:50(50分)

刑法(30問:正誤20問・多肢10問) 14:20～15:10(50分)

民法(45問:正誤30問・多肢15問) 15:40～16:55(75分)

### 【対象者】

| カテゴリ   | 入学年次等  | 受験の要否     | 活用方法                |
|--------|--|-----------|---------------------|
| カテゴリ A | 2019 年度以降入学未修 1 年次生<br>(当該年度末の進級予定者でない者*を除く) | 要         | 進級判定資料の<br>ひとつとして活用 |
| カテゴリ B | 2018 年度以前入学未修 1 年次生<br>(当該年度末の進級予定者でない者*を除く) | 要         | 学修指導の参考<br>資料として活用  |
| カテゴリ C | 上記以外の在學生                                     | 否<br>(任意) | 学修指導の参考<br>資料として活用  |

※ 休学者、長期履修者、秋季入学者等

【出題形式・解答方式】 出題は正誤式と多肢選択式、解答方式はマークシート

【正解 及び 解説の発表】 試験終了後、法科大学院協会の ウェブ上 <http://www.lskyokai.jp/> で公表

### 【受験状況】

参加大学数:37校(国公立大学:18校、私立大学:19校)

志願者数:687名 出席者数:603名(出席率:87.77%)

| 志願者数 | 出席者数 |     |     |      |        |
|------|------|-----|-----|------|--------|
|      | A    | B   | C   | 合計   | 出席率    |
| 687人 | 482人 | 62人 | 59人 | 603人 | 87.77% |

### 【実施結果】

|    | 設問    | 時間    | 配点    | 受験者数  | 平均点       | 標準偏差   |
|----|-------|-------|-------|-------|-----------|--------|
| 憲法 | 30 問  | 50 分  | 50 点  | 603 名 | 30.529 点  | 7.447  |
| 刑法 | 30 問  | 50 分  | 50 点  | 601 名 | 35.596 点  | 6.62   |
| 民法 | 45 問  | 75 分  | 75 点  | 603 名 | 47.453 点  | 10.688 |
| 全体 | 105 問 | 175 分 | 175 点 | 601 名 | 113.616 点 | 20.711 |

\* 刑法が 2 名少ないのは受験番号のマークミスを欠席扱いとしたため

## 2. 実施体制について

○実施主体:共通到達度確認試験管理委員会

(法科大学院協会と公益財団法人日弁連法務研究財団が組織)

運営全般:公益社団法人商事法務研究会(業務委託)

<共通到達度確認試験管理委員会 構成員> (令和2年4月1日時点)

委員長 大貫裕之(法科大学院協会理事長・中央大学)

副委員長 鎌田 薫(公益財団法人日弁連法務研究財団理事長)

委員 藤本 亮(法科大学院協会入学者選抜・共通到達度確認試験検討委員会主任・名古屋大学)

委員 二川裕之(日弁連推薦)

委員 松下淳一(法科大学院協会専務理事・東京大学)

委員 山本昌平(公益財団法人日弁連法務研究財団常務理事)

## 3. 実施にかかる経費について

○経費内訳

- ・人件費
- ・作問等に関する費用(作問委員への手当、会議費用等)
- ・問題冊子・回答用紙の作成等(問題冊子の印刷は各法科大学院)
- ・採点(マークシート読み込み、自動採点)・分析
- ・試験資材の運搬
- ・管理委員会設置・運営経費等
- ・事務局経費

## 4. 作問について

(1)作問委員・点検委員等

○科目(憲法、刑法、民法)ごとに作問委員(6~8名)及び点検委員(3名)で構成

○作問委員は研究者、点検委員は研究者及び弁護士(日弁連より推薦)で構成

○試験結果を分析して次回試験の作問に生かすためフィードバック会議を設置(法曹三者推薦委員と各科目の新旧主任で構成)

(2)作問の工程

○昨年度は8月から作問を開始し、12月半ばまで作問完了がずれ込んだ。その間、各科目それぞれ点検会議を含め4回打合せを実施。

○作問委員は、各問題のレベル感だけでなく、全体の難易度調整、出題分野のバランスや過去問とのバッティングについても気を配りながら作問し、特に多肢選択式問題については紛れのない問題を作ること、五肢を揃えること等、かなり苦労しながらの作問となっている。

## 5. 各法科大学院の役割

○試験実施に向けた準備(受験者の登録、受験料のとりまとめ、試験問題の印刷など)

○当日の試験監督

○解答用紙の回収及び共通到達度確認試験管理委員会事務局への送付

○欠席者への追試験の実施(各法科大学院に任されている)